

羽島市プロポーザル方式による契約手続に関する実施要領

平成17年4月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、羽島市が締結する契約のうち、その業務の目的が価格競争のみでは達しえないと判断される場合に、最も優れた企画提案をした者と随意契約を行う方法（以下「プロポーザル方式」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、プロポーザル方式として次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を市ホームページへの掲載その他の方法での公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。
- (2) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名を受けた者から提案を受ける方式をいう。

(対象となる業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、概ね知識、構想力及び応用力を特に必要とする建設工事、設計・コンサルタント業務、物品の供給、役務の提供等とする。ただし、特許、著作権に係る技術等又は非公開情報等を必要とする業務は除くものとする。

(参加資格要件等)

第4条 プロポーザル方式への参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 羽島市契約規則（昭和39年羽島市規則第6号）第21条の規定に基づき調製した羽島市指名競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) プロポーザル公告日から契約締結日までの期間に、「羽島市競争入札参加資格停止の措置要領」（平成19年9月25日決裁）に基づく資格停止、又は羽島市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱」（平成22年8月12日決裁）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていないこと。

2 前項第2号の要件は、業務の性質又は目的により、広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。ただし、同号の要件に該当しないものが契約相手となった場合には、速やかに入札参加資格審査申請書及びその申請に必要な書類を提出させること。

3 前2項に規定するもののほか、必要な参加資格要件は、業務の内容等に応じて別に定めるものとする。

(業務の選定)

第5条 プロポーザル方式の対象となる業務の選定は、羽島市業者指名審査委員会規則（昭和53年羽島市規則第12号）第1条に規定する羽島市業者指名審査委員会（以下、「指名委員会」という。）が行う。

2 指名委員会は、前項の規定により、当該業務がプロポーザル方式の対象に適合するものと選定したときは、直ちに次に掲げる事項を審議し、決定するものとする。

- (1) プロポーザルの方式
- (2) 公募型プロポーザル方式にあつては公募条件の設定、指名型プロポーザル方式にあつては指名を受ける者の選定
- (3) 当該業務の実施要領
- (4) 第7条に規定する審査委員会の委員の選定
- (5) 評価基準、採点が同点の場合の取扱いその他受注者の選定に必要な事項
- (6) その他指名委員会が必要と認める事項

3 業務の選定に係る庶務は、契約担当課にて行うものとする。

(提案書の提出要請)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事項について、公募型プロポーザル方式の場合は、当該業務の実施要領に基づき提案者を公募し提案書等の提出を要請するものとし、指名型プロポーザル方式の場合は、指名を受けた者に対して、プロポーザル方式による提案書の提出要請書（様式1）により提案書等の提出を要請するものとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 提案書を採用する評価基準
- (5) 提出要請書の内容について不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (6) 業務仕様書案
- (7) その他必要と認める事項

2 提案書の提出要請に係る庶務は、業務担当課において行うものとする。

(プロポーザル審査委員会の設置)

第7条 受注者をプロポーザル方式により選定するときは、羽島市附属機関設置条例（平成26年羽島市条例第2号）第2条の規定に基づき、当該業務ごとにプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置するものとする。

(審査委員会の組織)

第8条 審査委員会の委員は、羽島市業者指名審査委員会規則第3条第1項に掲げる

者のうちから充てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査委員会には、当該業務の内容、分野、重要度及び規模に応じて関係職員及び職員以外の学識経験者等を委員に加えることができるものとする。
- 3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるものとする。
(審査委員会の庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、業務担当課において行うものとする。

(提案書の採用)

第10条 審査委員会は、業務の受注者をプロポーザル方式により選定するに当たり、提出された提案書について評価基準に基づき審査を行い、当該業務について最適なものを採用する。

- 2 審査委員会は、審査委員会終了後、市長に当該委員会の結果を報告するものとする。
- 3 市長は、採用された提案書の提出者に対して、提案書を採用した旨を提案書の採用について(様式2)により通知し、提案書を採用しなかった者に対して、採用しなかった旨を提案書の不採用について(様式3)により通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(契約の締結)

第11条 市長は、前条の規定により採用された提案者と当該業務の仕様等について協議の上、その仕様等に基づく見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により、契約を締結するものとする。

- 2 契約締結に係る業務は、契約担当課にて行うものとする。

(実施上の留意事項)

第12条 提案書の提出者が、当該提出者以外の協力を得て、又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、提出する提案書にその旨を明記するものとする。

- 2 提案書の作成及び提出に要する費用は、原則として提出者の負担とするものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- 3 採用しなかった提案書は、提出者に返還しないものとする。
- 4 提出された提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。
- 5 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- 6 前各項に掲げる事項については、提案書の提出要請時において明らかにするものとする。

附 則(平成17年4月26日決裁)

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日決裁)

この要領は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（平成26年3月31日決裁）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日決裁）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日決裁）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式 1

第 号
年 月 日

様

羽島市長

プロポーザル方式による提案書の提出要請書

次の事項について、貴社に提案書の提出を要請します。

なお、今回の業務につきましては、最も優れた企画提案をした者と随意契約を行う方法といたしますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- (1) 業務の概要
- (2) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (3) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 提案書を採用する評価基準
- (5) 提出要請書の内容について不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (6) 業務仕様書案
- (7) その他必要と認める事項

様式 2

第 号
年 月 日

様

羽島市長

提案書の採用について（通知）

プロポーザルの提案の採用については、厳正な審査の結果、貴社の提案が採用されましたのでお知らせします。

様式 3

第 号
年 月 日

様

羽島市長

提案書の不採用について（通知）

プロポーザルの提案の採用については、厳正な審査の結果、貴社の提案は採用されませんでしたのでお知らせします。

本業務に関心を持ち、提案書の作成等に貴重な時間と努力を費やされたことに対して、感謝を申し上げます。

（不採用理由）